

平成二五年度日本海法学会シンポジウム

運送法・海商法の現代化に向けて——運送法制研究会における検討状況

— はじめに

藤田友敬

現在、商法典中の運送法・海商法関連規定に関する抜本的な改正が予定されており、その準備作業として、平成二四年八月から、公益財団法人商事法務研究会に設置された「運送法制研究会」において、現行法の問題点の検討が始められた。¹⁾平成二五年度の日本海法学会では、同研究会メンバーにより運送法制研究会における検討状況の紹介を行うためのシンポジウムが行われた。

今回の改正は運送（陸上、海上、航空及び複合運送）及び海商（船舶・船舶所有者、船長、共同海損、衝突、海難

救助、海上保険、船舶先取特権等)にまたがる幅広い分野を扱うが、基本的には商法第二編(第七章(運送取扱営業)、第八章(運送営業))、第三編の諸規定を対象とするものであり、新たに国際条約を批准すること可否の検討は予定されていない。ただし、このことは今回の改正が内航だけにかかわるということの意味するわけではない。たとえば国際海上物品運送法は商法の規定を大幅準用しており、商法が改正されることで、国際海上物品運送にも影響は及ぶことになる⁽²⁾。

本シンポジウムでは、運送法制研究会における検討内容のうち、陸上運送、航空運送だけにかかわる部分を除く部分について、四つに分けて報告された。まず海上物品運送のうち運送人の責任にかかわる部分(本書七頁以下)及び海上物品運送に関する残りの部分を扱い(本書二頁以下)、ついで、その他運送にかかわる問題(複合運送、備船契約等、海上旅客運送)を取り上げた(本書四一頁以下)。最後、海商法その他の規定について検討した(本書六三頁以下)。

本シンポジウム後の平成二五年一二月、運送法制研究会は、最終成果として「運送法制研究会報告書」を公表した。シンポジウムにおける各報告は、運送法制研究会における検討資料及び研究会における議論に基づいており、運送法制研究会の最終的な提言を前提にはしていない。ただし本号所収の各論文においては、学会後の進展及び運送法制研究会報告書の内容についても適宜言及することにした。

(1) 平成二四年八月二日から平成二五年一月二六日までの間、計二六回の会合が行われた。運送法制研究会に関する情報は、公益財団法人商事法務研究会のウェブサイトに設けられた運送法制研究会のページ(<http://www.shojihomu.or.jp/unsotosai.html>)を参照されたい。

(2) なお商法の見直しに合わせて、国際海上物品運送法、船舶所有者等の責任の制限に関する法律についての若干の手直しが必要なる可能性はある。

(3) 運送法制研究会で検討のために用いられた資料及び研究会の議論の概要は、運送法制研究会のウェブサイトにおいて入手できる。本特集では、各々「運送法制研究会資料」、「運送法制研究会第〇〇回議事要旨」として引用する。